

都道府県・ 政令指定都市名	31 鳥取県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	鳥取県 令和新時代創造本部 女性活躍推進課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鳥取県男女共同参画行政推進会議
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成2年7月2日 根拠: 鳥取県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	鳥取県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成13年3月16日
構 成 員	20 人 (女性 10 人、男性 10 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 11 月 ~ 令和 3 年 3 月		
名 称	第4次鳥取県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	令和3年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	2		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鳥取県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成12年12月26日
	施 行 日	平成13年4月1日
	最 終 改 正 日	平成28年4月1日
	改 正 内 容	第37条「審議会の庶務は、地域振興部において処理する」の項目を削除(最終改正日以前の改正日:平成26年1月3日)
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 年度まで %		
		40%以上		
	根 拠	「鳥取県男女共同参画推進条例」 平成12年12月26日		
目標設定の対象である審議会等の範囲		鳥取県行政組織規則に定める附属機関のうち、法令・条例により設置が義務付けられているもの		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(59)うち女性委員を含む審議会等数(57)	
	延総委員等数(813)		延女性委員等数(356) 女性比率(43.8)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(34)うち女性委員を含む審議会等数(32)	
	延総委員等数(444)		延女性委員等数(189) 女性比率(42.6)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(29)うち女性委員を含む審議会等数(28)	
	延総委員等数(382)		延女性委員等数(162) 女性比率(42.4)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)	
	延総委員等数(59)		延女性委員等数(23) 女性比率(39.0)	
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	90 人 (令和 2 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1	
	そ の 他	()		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率
本庁	計	278	34	12.2	16	4	25.0	58	6	10.3	204	24	11.8
	うち一般行政職	216	33	15.3	16	4	25.0	40	6	15.0	160	23	14.4
支庁・地方事 務所等	計	297	86	29.0	7	1	14.3	42	7	16.7	248	78	31.5
	うち一般行政職	185	29	15.7	2	0	0.0	25	4	16.0	158	25	15.8
全体	計	575	120	20.9	23	5	21.7	100	13	13.0	452	102	22.6
	うち一般行政職	401	62	15.5	18	4	22.2	65	10	15.4	318	48	15.1
(内数)	警 察 関 係	58	0	0.0	0	0		20	0	0.0	38	0	0.0
	教育委員会	65	19	29.2	2	0	0.0	8	0	0.0	55	19	34.5

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	449	69	15.4	632	167	26.4
	うち一般行政職	340	63	18.5	408	130	31.9
支庁・地方事 務所等	計	590	224	38.0	995	447	44.9
	うち一般行政職	353	118	33.4	469	199	42.4
全体	計	1,039	293	28.2	1,627	614	37.7
	うち一般行政職	693	181	26.1	877	329	37.5
(内数)	警 察 関 係	157	9	5.7	384	53	13.8
	教育委員会	101	67	66.3	149	87	58.4

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)
本庁	計	24	4	16.7	48	12	25.0	51	18	35.3
	うち一般行政職	17	3	17.6	46	12	26.1	31	17	54.8
支庁・地方事 務所等	計	47	14	29.8	71	27	38.0	107	65	60.7
	うち一般行政職	28	7	25.0	34	16	47.1	30	14	46.7
全体	計	71	18	25.4	119	39	32.8	158	83	52.5
	うち一般行政職	45	10	22.2	80	28	35.0	61	31	50.8
(内数)	警 察 関 係	7	0	0.0	19	3	15.8	27	4	14.8
	教育委員会	15	6	40.0	15	12	80.0	18	14	77.8

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	
補佐級	○		○			○	◎			○	
係長級	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数 (人)	女性受験 者数 (人)	女性 受験率 (%)
昇 任 試 験	702	76	10.8
昇 格 試 験			

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
全 体	296	163	55.1
うち 上級	148	56	37.8
うち一般行政職	85	39	45.9
うち 上級	67	28	41.8
うち警察関係	51	18	35.3
うち 上級	20	6	30.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	鳥取県男女共同参画センター		愛称・通称	よりん彩	
設置年月日	平成13年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：682-0816 住 所：鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心内 電話番号：0858-23-3901 FAX番号：0858-23-3989 ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/yorinsai/				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名： 令和新時代創造本部) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名： 令和新時代創造本部) 指定管理者(名称：) その他()				
職 員 数	常勤 4 人、	非常勤 9 人	予算額	令和2年度 19,583	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 ホームページ、フェイスブックによる広報、啓発パネルの貸出) ○ 2. 講座(主な事項： 普及啓発、人材育成、県民企画の講座への支援) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般相談、専門相談(心・法律・男性)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書、雑誌、新聞、ビデオ等の収集・貸出、人材バンク) ○ 5. 苦情処理(主な事項 鳥取県男女共同参画推進員事務局) ○ 6. 交流促進(主な事項 交流サロン、団体ボックスの提供) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： イクメン・ケアメン養成セミナー支援事業(社内研修への講師派遣)) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： ミーティング室の貸出(無料)、印刷作業室の利用(有料)、子ども室の利用(無料))				
男女共同参画・女性に関するもの					
※ 実施しているもの：○					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 鳥取県男女共同参画をすすめるネットワーク 名称等:	加盟団体数	9	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容:)	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	72,668	53,778	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞・認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		
	1	1
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○
	9 短時間正社員制度の導入	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞・認証実績(1、2を除く)	
	12 その他	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度(4、5、7、8、9、10)、鳥取県男女共同参画推進企業認定制度(1、2、4、5、7、8、9、10、12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	イクボス・ファミボス宣言企業表彰(7、8、9、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	女星活躍とっとり会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	鳥取県男女共同参画マップ
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 啓発パネルの貸出	市町村、団体、企業等が実施する講演、セミナー等の事業において男女共同参画に関する啓発資料を広く参加者等に見て意識を高めていただくためパネル形式の資料をセットで主催者に貸し出す。		随時
・ ワーク・ライフ・バランス推進のための情報発信・普及啓発	働く女性を取り巻く環境が共通する山陰両県が連携して、パートナー間の“家事育児の偏り”を解消し、男性の家庭での活躍を促進するとともに、働く場における女性の働きやすさ・活躍機会の増大にも繋げるワーク・ライフ・バランスの実践を促すための情報発信・普及啓発を実施する。		11月
・ 女性ロールモデル発信事業	働く場における女性の活躍をサポートし、自由な職業選択や職域拡大、リーダー育成のための取組のひとつとして、女性がキャリアプランを描けるよう県内で活躍する女性ロールモデルを新聞等で紹介する。	7名程度	年5回
・ イクボス・ファミボスの好事例の発信	イクボス・ファミボスに取り組む企業の優良事例を地元紙等で広く発信する。		10月頃 から毎月
2. 表彰 ・ イクボス・ファミボス宣言企業表彰	イクボス・ファミボスの優れた取組を実施している企業を表彰する	イクボス・ファミボス 宣言企業605社	11月頃
3. 講座 ・ 素敵な関係をつくるコミュニケーション講座	固定的役割分担意識を背景とした課題の解決に向け、家庭をはじめとする様々な人間関係におけるコミュニケーションの大切さや課題解決の鍵を学ぶためのセミナーを開催。		年2回
・ 家事シェアセミナー	女性の活躍を応援し、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい、豊かで活力のある男女共同参画社会を実現するため、ともに助け合えるパートナーになる一歩を踏み出すことを目指した「家事シェア」について関心と理解を深める。	各回20名程度	年5回
・ 男女共同参画推進人材育成協働事業	男女共同参画を推進するキーパーソンとなる人材を育成するために、知識やスキルなどの向上を目的とした様々なテーマの講座を開催。	各回30名程度	年5回程度
・ 女性リーダー育成セミナー	キャリア形成支援とネットワークづくりを進めるため、女性中堅従業員、管理職等を対象として、ステップアップに必要な能力を高めるセミナーを開催。	各回20名程度	8月下旬 ～9月上旬(計5 講座)
4. 相談事業 ・ 相談事業	一般相談、専門相談(心の相談、男性相談、法律相談)		通年
5. 情報収集・提供 ・ 男女共同参画白書の作成 ・ 男女共同参画マップの作成	計画に沿った取組や、進捗状況のまとめ。 市町村等の女性の参画状況のとりまとめ。		9月、3月 3月
6. 苦情処理 ・ 鳥取県男女共同参画推進員制度	男女共同参画に関する苦情・不服の申し出を審査し、必要と認めるときは県の機関に対して是正もしくは改善の措置を講ずるように勧告または制度の改善を求める意見を公表する。		随時
7. 交流促進 ・ とっとり女性活躍ネットワーク会議	県内で活躍する女性経営者・管理職が女性の視点で女性活躍のための仕掛けを企画・実施する。		随時
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ イクメン・ケアメン養成セミナー	子育て世代であり、これからの男女共同参画を支える主体となる有職男性層に対して、家庭における協働の具体的なイメージを持ってもらい、職場における男性の家庭進出の機運醸成を図るため、企業・経済団体等の社内研修へ講師を派遣する。		年間10 回程度
・ 男女共同参画推進企業認定制度	男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、男女共同参画の普及推進を図る。		随時
・ 働き方改革支援コンサルタント派遣	男女共同参画推進企業等の就業規則の整備促進のため、社会保険労務士を派遣する。		随時
・ 輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度	女性の活躍推進のための自主宣言・行動計画を作成し、女性の人材育成や働きやすい職場環境整備に取り組む企業等を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録し、その取組を支援(輝く女性活躍パワーアップ企業が行う女性活躍の取組に係る経費の一部を助成)することで、企業における女性活躍の取組を推進する。		随時
・ 女性活躍先進モデル企業との連携	自らが女性活躍の先進的取組を行っている女性活躍先進モデル企業と連携し、県内企業の女性活躍や働き方改革に向けた取組を促進。		随時
・ イクボス・ファミボス養成塾	県内の企業、団体等が開催するワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修等の講師派遣に係る支援を行う。		随時
・ 介護等支援コーディネーター派遣	介護離職等させない職場環境づくりを推進するため、介護コーディネーター(保健師等)を派遣し、介護と仕事の両立の取組を支援。		随時
・ 多様な働き方の導入相談支援	多様で柔軟な働き方の制度導入を検討している企業に対して、既に運用している企業と1対1で相談できる機会を提供し、実践ノウハウの横展開を図る。		随時
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	鳥取県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	4		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	鳥取県議会議事規則		
条文本文			
第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知	事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成31年4月13日 ~ 令和5年4月12日
副	知	事	1 人 (女性 0 人、 男性 1 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	67	27	40.3	
	都道府県防災会議(委員のみ)	66	27	40.9	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	1	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	6	30.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	21	21	100.0	
×	2 国土利用計画地方審議会				
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	25	10	40.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (旧 環境審議会)	29	13	44.8	
	7 精神医療審査会	14	7	50.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
×	9 都道府県医療審議会				
	10 准看護師試験委員会	6	4	66.7	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	25	10	40.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
	19 建築審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21 都道府県都市計画審議会	16	9	56.3	
×	22 開発審査会				
	23 私立学校審議会	12	6	50.0	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会 (旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	10	4	40.0	
×	29 土地区画整理審議会				
×	30 教科用図書選定審議会				
	31 介護保険審査会	15	6	40.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	7	4	57.1	
	33 感染症の診査に関する協議会	10	4	40.0	
×	34 警察署協議会				
	35 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
×	37 都道府県国民保護協議会				
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
×	44 留置施設視察委員会				
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	15	6	40.0	
	46 指定難病審査会	10	2	20.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	専門分野であること、指導的立場であることなど少ない人材の中で、該当する女性が不在であったため。
	48 行政不服審査会	5	2	40.0	
	合 計	382	162	42.4	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	4	57.1	
8	海区漁業調整委員会	10	2	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	4	50.0	
合 計		59	23	39.0	
女性委員0の委員会数		0			